

アライグマ・ハクビシン の被害でお困りの方へ

～令和8年度三鷹市アライグマ・ハクビシン防除事業のご案内～



東京都環境局より出典

三鷹市

☆お問い合わせ・申込み先☆

三鷹市生活環境部環境政策課

〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号

電話 0422-29-9612 (直通)

メールアドレス kankyo@city.mitaka.lg.jp

★ 目的

三鷹市では、「人と動物の共生」を基本理念としつつ、アライグマ・ハクビシン等の外来生物による被害を対象に、防除事業を実施します。市では、従来、農業に関する被害の軽減を目的として、農地での野生動物の捕獲・駆除を行ってきました。近年、アライグマ・ハクビシンによる市民宅への侵入、家庭菜園の食害、フン害等により、市民の生活環境が脅かされています。市民の皆さんの生活環境被害の軽減と、その対策に伴い、生息数の削減を図るため、東京都が策定した「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」を基に、地域と協働して対策を推進します。

★ 三鷹市アライグマ・ハクビシン防除事業

アライグマ・ハクビシンによる生活環境被害の軽減を図るため、ご協力いただける市民の方の自宅敷地内等に捕獲器の設置と見回りを行っていただき、捕獲する事業です。

【要件】

- 申込者は被害のある場所の所有者や管理者であること

※ 被害の例

家屋への侵入、営巣に伴う騒音等 家庭菜園被害 ペットの食害
フン害

- 捕獲器の設置場所（被害のある場所）が三鷹市内であること、第三者が誤って捕獲器を触ることなどにより、ケガの心配がない場所であること
- 捕獲器の設置と回収の際に立会っていただけること
- えさの準備・交換と、毎日の捕獲器の見回り等に協力いただけること
- 動物を捕獲した場合に速やかに連絡いただけること

【事業の流れ】

- (1) 上記の「要件」を満たす場合は、環境政策課にご連絡ください(表紙参照)。被害状況等を伺い、仮受付いたします。受付時間は平日の9-17時(除く、12-13時)。
- (2) 申込みは、「三鷹市アライグマ・ハクビシン防除事業利用申込書兼同意書」に記入して、生活環境部環境政策課(市役所第二庁舎2階)へ提出(メール、郵送可)をお願いします。同申込書は環境政策課の窓口で配布、または市のホームページからダウンロードして入手できます。
※集合住宅などの共有部分に設置する場合は、管理組合や管理者(会社)がご申請ください。
※申込みは、同一年度において、同一の対象建造物等につき1回までです。

(3) 実施決定の場合、市が委託する専門業者（以下、「委託業者」）から申請者に連絡がありますので、事前調査の日時等について調整してください。

不実施の場合は、後日、市よりその旨を連絡します。

(4) 委託業者が現地にて事前調査を行い、捕獲器の設置の可否を判断します。そのため、必ず設置できるとは限りませんので予めご了承ください。（事前調査の結果、アライグマ・ハクビシンによる被害でないことが判明した場合は、この時点で終了となります。）

※ 捕獲器の設置場所は、庭等平地に1台のみで、えさの交換や動物がかかっているかどうか確認していただく必要があるため、天井裏や床下等、屋内への設置はしません。屋内での駆除に関することは下記までご相談ください。

相談先：公益社団法人 東京都ペストコントロール協会

※電話番号：03-3254-0014

(5) 委託業者から指示のあったえさの準備をしてください。（甘い香りのするスナック菓子、リンゴ、バナナ、ドライマンゴー等が効果的です。えさの準備や費用は自己負担です。）

(6) 動物が捕獲されているか、申請者が毎日捕獲器を点検してください。また、申請者は委託業者の指示（交換方法、頻度など）に従い、業者から指示のあったえさの交換を行ってください。

(7) 捕獲された場合、申請者は委託業者に連絡してください。委託業者が捕獲器ごと回収します。（回収の際、敷地内に立ち入りますので、必要な場合、立会いをしてください。）

※ アライグマ・ハクビシン以外の動物がかかった場合は、委託業者が放獣します。

※土曜日、日曜日、祝日には、市及び委託業者が休みのため、引き取りしません。平日は午後4時までに委託業者に連絡してください。

(8) 設置期間は、原則2週間です。捕獲ができなかった場合、委託業者が回収日時を調整のうえ、捕獲器を回収します。（回収の際、敷地内に立ち入りますので、必要な場合、立会いをしてください。）

※ 年度内の受付期間は3月7日まで（捕獲器の回収は3月24日まで）とします。

(9) 寄生虫や細菌への感染の恐れがあるため、動物には触らないでください。接触した場合はよく手を洗い消毒してください。噛まれたり引っ掻かれたりしたら、傷口を消毒し、状況に応じて医療機関を受診してください。

★ 被害を防ぐためには

(1) えさをなくす

- 餌付けをしない。(人に慣れて、住み着いてしまう可能性がある。)
- 家庭菜園の野菜、庭木の果実が成熟した場合は、すぐに収穫する。
- ペットのえさを屋外に放置しない。
- 家の周辺に生ごみ等を放置せず、ごみ置き場の清掃・管理を徹底する。
- 池などで魚等を飼育している場合は金網で池を覆う。

(2) すみかをなくす

- 家屋への侵入経路となるような木の枝等は切る。
- 家屋の壁や軒下、屋根等を点検し、隙間をふさぐ。
- 木酢液を散布する。